事 務 連 絡 令和3年3月19日

保育所等設置者·施設長 様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長 保育第2課長 運営管理課長 子育て推進部保育対策課長 幼児教育担当課長

緊急事態宣言解除後における本市の保育所等の運営について

令和3年1月8日に政府により発令された緊急事態宣言は、3月21日をもって解除されます。 本市においては、3月19日付けで「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」を策定し、これを 踏まえ、保育所等については、宣言が解除されることによる感染者数のリバウンドを回避するためにも、引 き続き、感染防止対策を徹底し、開所してくださいますようお願いいたします。

※保育所等:保育所(一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む) 認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)、地域型保育事業 川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園、病児・病後児保育事業

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること) 川崎市こども未来局保育事業部保育第1課 電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園、病児・病後児保育事業の 運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育所の運営に関すること) 川崎市こども未来局保育事業部運営管理課 電話 044-200-2660 (認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること) 川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当 電話 044-200-3179

(保育料の徴収に関すること) 川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課 電話 044-200-3727